

大阪広域水道企業団公告第 6 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年 7 月17日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
太子 第67号	有限会社熊取工房 熊取谷 聡美	高石市東羽衣七丁目 1 番 8 号	平成30年 5 月 1 日